

# 令和6年度 岐阜県教科用図書選定審議会 第1回会議録

日時：令和6年4月23日（火）午後1時30分～午後3時30分  
場所：岐阜県総合教育センター

## 1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の辞令書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席により審議会の成立を確認する。

## 2 県教育委員会教育長挨拶

- ・ 令和6年度岐阜県教科用図書選定審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。とりわけ一昨年、教科書の選定に関わって、別の都道府県ですが、特定の業者との不適切な関係があるなど、様々な問題がある中、この仕事は、公正に行われるととても重要な職務であると認識していますし、皆様には重責をお願いすることになります。
- ・ 今回は、昨年度の小学校に続いて、中学校の採択替えとなります。
- ・ 入学式の時には、机の上に新しい教科書が置いてあります。教科書の無償化というのは難しい話なのですが、少なくとも保護者には説明されていたと思います。新しい教科書を手にする小1の子供たちの姿やその顔を見ると、教科書を選んで、それを無償化という制度の下で、子供たちに渡したということは本当に尊いことであると考えます。
- ・ 事務局にいますと、職員が、この無償化にあたって、市町村の一人に至るまで数を合わせる作業をしています。そういった意味でも本当に重たい仕事だと思っています。
- ・ この4月より、第4次の岐阜県教育振興基本計画を、新たにスタートさせました。お手元にありますので、見ていただければと思います。
- ・ 1ページ目に策定の趣旨があります。
- ・ 趣旨の2つ目にあるように、第3次の施策は、まさにコロナ禍に行われたものです。本当に先が見えないそうした課題に直面し、そのような中で、改訂に取り組み、私たちには何ができるかを考え、乗り越えて、現在があります。
- ・ 次の3つ目にあるように、私たちは、今後、予想もできないそうした困難に直面するかもしれません。
- ・ そして、4つ目として、そのような状況だからこそ、子供たちには視野を広げ、主体的に様々な変化や課題に向かう中で、人と人とが結びつき、尊重し合い、そして、協働しながらより良い未来の実現に向かって、前進していく力が求められていると捉え、整理をさせていただきました。これがコンセプトです。
- ・ そうした意味で、ふつうは、知・徳・体とあるのですが、並びとしては、最初に徳の部分をもってきて、「豊かな人間性の形成」として、計画に盛り込ませていただきました。
- ・ 次のページを御覧ください。よく少子化という話をします。そこで、こんなグラフを出させていただきました。子供の数がこれだけ減るといふグラフです。
- ・ 義務教育最後の現在の中3が、18,000人くらい、今の1歳児が11,400人です。直近の1年間を見ると、もう11,000人を切っています。将来、これくらい減ってくるということです。
- ・ 今回、考えていただく教科書は、このグラフのここの部分の子たちにとりながら、考えていただけたらと思います。
- ・ 少ない子供たちだからこそ、しっかりと様々な力を育んでいきたいと思っています。繰り返しになりますが、この教科書採択は、県教委としても、非常に重たいものだと感じております。ぜひ、今日、お集りの皆様、これから忌憚のない御意見を賜り、子供たちの未来がより明るくなるような議論をしていただければと願っております。

### 3 岐阜県教科用図書選定審議会委員の紹介

- 委員は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項の規定により、次の方々をお願いした。
  - ・ 義務教育諸学校の校長及び教員
  - ・ 県教育委員会及び市町村教育委員会の職員等
  - ・ 学識経験者

### 4 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等についての説明

#### ○ 選定審議会の任務等の説明

- ・ 性 格： 県教育委員会の諮問機関（定数20名、設置期間 令和6年8月31日まで）
- ・ 任 務： 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
- ・ 所掌事務： 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
- ・ 情報公開： 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村教育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページで公開する。

#### ○ 採択事務・日程等の説明

- ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
- ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日までに行う。

#### ○ 議事内容の説明

- ・ 審議事項
  - (1) 県教育委員会諮問事項：令和7年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について
  - (2) 専門調査員の委嘱（案）及び専門調査員会の日程（案）について
  - (3) 令和7年度使用中学校用教科用図書の調査研究資料（案）について
- ・ その他の事項
  - (1) 教科書採択における公正確保の徹底について
  - (2) 令和6年度教科書センターについて
  - (3) 令和6年度使用教科書について

### 5 令和6年度選定審議会の会長、副会長の決定

#### ○ 会長、副会長の選出

- ・ 会長に、別府 哲 委員。副会長に、梅村 高志 委員。  
※ 出席した16名全員が同意。

## 6 議事

### (1) 審議事項

#### ① 県教育委員会諮問事項

令和7年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案） について
---

#### 【事務局から説明】

- ・ 本編資料の5ページを御覧ください。
- ・ 令和7年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について、説明させていただきます。
- ・ 項目1に、基本方針を6点示しました。
- ・ 1点目が、関係法令の規定に基づいて実施すること。
- ・ 2点目が、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう、特に留意するなど、公正を確保し、採択が適正に行われるようにすること。
- ・ 3点目が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。
- ・ この点につきましては、具体的に、学習指導要領を踏まえることや、採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること、障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること、を示しています。
- ・ 4点目が、教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。
- ・ 5点目が、採択協議会等において十分な審議を行うこと。
- ・ 6点目が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという観点から、教科書採択に関する情報を積極的に公表すること、という内容になっております。
  
- ・ 以下、項目の2、3につきましては、採択に当たっての留意事項や共同採択地区に係る留意事項を述べています。
- ・ 2の(1)を御覧ください。小学校については、令和6年度の採択に当たっては、令和5年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。無償措置法の施行規則第6条に、この原則の例外規定が5項目（例えば、新しく文科省の検定に合格した教科書が加わった、または、採択した教科書が発行されなくなった、あるいは、発行者や採択に関わった者による不公正な行為が認められた、など）が示されていますが、現在のところ岐阜県の各採択地区においては、いずれの項目にも該当しませんので、この原則どおり、昨年度と同一の教科書を採択することになります。
- ・ 2の(2)を御覧ください。中学校においては、全ての教科書について、前年度と異なる教科書を採択することができる年度となっております。その際、令和7年度使用の教科書目録に登載されているもののうちから採択することになります。
- ・ 2の(3)を御覧ください。特別支援学校の小学部用教科書については、令和5年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。
- ・ 2の(4)を御覧ください。特別支援学校の中学部においては、全ての教科書について、前年度と異なる教科書を採択できる年度となっております。その際、令和7年度使用の教科書目録に登載されているもののうちから採択することになります。
- ・ 2の(5)を御覧ください。特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科書を採択できますが、その調査研究に当たっては、県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を十分に活用し、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること、としています。
- ・ 次のページにある項目3については、例年通りですが、共同採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項について示しております。
- ・ 時間の都合もありますので、説明については、省略させていただきます。
- ・ 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長：ただ今の提案に対して、御意見、御質問はありませんか。活発な議論をということもありますので、御意見いただけたらと思います。ご質問でも結構ですが、いかがですか。

委 員：質問です。本年度の令和7年度用の採択基準については、昨年度の小学校、前回の中学校の採択替えの時から何か変更したところがありますか。

事務局：基本的には変えていない。昨年度の小学校が、中学校になったという部分です。

会 長：関連した点でも結構ですが、いかがですか。

今の説明にも合った通り、変更点は中学校になっていること以外はないようですので、これをもって、審議を終わりたいと思います。異論のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、この採択基準案を、県教育委員会に答申いたします。

(休憩)

## ② 審議事項

### 専門調査員の委嘱（案）及び専門調査員会の日程（案）について

#### 【事務局から説明】

- ・ 2点目の審議事項である専門調査員の委嘱（案）及び調査員会の日程（案）について説明します。
- ・ 本編資料の8ページを御覧ください。全16種目ごとに横に見ていただきますが、3人～4人で1つの種目を担当していただきます。
- ・ 専門調査員1については、教頭先生を、専門調査員2、3については教諭を、そして、専門調査員4については、各教育事務所の指導主事を推薦しております。
- ・ 文科省の通知によれば、英語については、「学習者用デジタル教科書の調査研究結果も採択の際の考慮の一事項にすることができる」とのことですので、表の下から2行目のように、英語のデジタル教科書を調査するために教育事務所の指導主事を1名増やしております。
- ・ なお、これら委員の推薦にあたっては、種目ごとに各教育事務所から推薦いただき、地域バランス、男女バランスを考慮して選出しています。
- ・ 続きまして、専門調査員会の日程について、ご説明申し上げます。9ページをご覧ください。5月2日（木）に第1回専門調査員会を開催いたします。ここでは、調査研究の進め方や調査項目ごとの調査の方法を具体的にします。
- ・ 続いて、5月13日（月）に第2回専門調査員会を開催いたします。ここでは、調査研究した内容を交流し、調査結果をまとめていきます。
- ・ こうしてまとめた調査結果については、県教育委員会において審査した上で、第2回、第3回のこの選定審議会において報告する運びとなります。
- ・ 以上で説明を終わります。

会 長：ただ今の御提案に対して、御意見、御質問はありませんか。

委 員：名前の後に※印があるのはどういうことか。

事務局：※印は女性を示しています。また、女性割合を表の下にも示させていただいています。

会 長：※印は女性で、女性割合が下に示してあるということですね。

初めての委員の方もいると思いますが、これはどういうことという質問でもよいかと思います。それではよろしいでしょうか。特にこれ以上御意見・御質問がないようですので、これで終わります。では、専門調査員の委嘱（案）及び日程（案）について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、提案どおり、本案をもって、調査員を委嘱し、調査を進めてまいります。

### ③ 審議事項

#### 令和7年度使用中学校用教科用図書の調査研究資料（案）について

##### 【事務局から説明】

- ・ 本編資料の11ページを御覧ください。御覧いただいている資料が、中学校用教科書の「調査研究資料」（案）です。
- ・ 中学校「調査研究資料」（案）における調査項目と着眼点は、専門調査員が教科書見本を調査研究する際の観点です。
- ・ 調査の項目として、「1 学習指導要領」「2 岐阜県教育振興基本計画」「3 印刷・製本等」の3つの項目を設定しております。
- ・ 各項目の「着眼点」を御覧ください。
- ・ 項目1の「学習指導要領」では、
  - (1)「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成できるか。
  - (2)各教科等及び各学年相互間の関連や系統性、発展性についてはどうか。
  - (3)主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながるものであるか。という3つの着眼点から調査します。
- ・ 項目2の「岐阜県教育振興基本計画」では、
  - (1)「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図れるか、
  - (2)生徒の学習改善や教職員の指導改善につながる学習評価の充実を図れるか、
  - (3)ICTを活用した学習活動の充実を図れるか、という3つの着眼点から調査します。
- ・ 項目1と2の各着眼点に対する「調査の方法」についてですが、いずれも、「どのような学習内容や学習活動が取り上げられているか、その程度や分量はどうか」また、「どのような構成・配列上の特徴があるか」といった視点で調査をします。
- ・ また、項目3については、教科書の重量やユニバーサルデザインなど、生徒が教科書を活用する際の使いやすさや見やすさ等について調査します。
- ・ なお、各種目においては、ここに示された「調査の方法」を基にして、具体的な調査方法を設定して調査をします。
- ・ また、調査内容をまとめる際には、県教育委員会の忝意性に対する疑念を排除するために、基本的に数値や事実のみを示させていただきます。このことにより、研究としての客観性をより一層高めたいと考えております。
- ・ また、調査の方法に基づいて調査した結果をどのようにまとめるかについては、別添資料50ページに、前回の小学校採択の時に作成した例を付けさせていただきました。今回も、このような体裁でまとめていく予定です。参考として御覧ください。
- ・ 以上で、調査研究資料（案）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長：ただ今の説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

委 員：この参考にあるものと、中学校では、項目が違いますが、読むこと・書くこと・話すことで、国語に特化した内容で小学校は教科別であって、中学校では国語も数学も全部揃うという理解でよろしいのかということと、3（2）のところに、UD フォントとか細かいところまで書いてあるが、小学校ではそこまで書いていないが、このあたりの関連を教えてください。

事務局：調査の方法11ページについては、すべての教科の共通のものです。それを土台にして各教科に適した形にしていきます。11ページでいうと、国語では、というように、算数では、というように、各種目に応じた形に対応していきます。UD フォントなど、特にこの種目に必要だと判断したなら、ここに挙げていきます。着眼点は変わりません。

委 員：令和7年度から、中学校が採択する教科書が替わる可能性があるということですが、教科書そのものは改訂されているということですが、そのあたりの関連について教えてください。

事務局：教科書は4年で見直しされています。ただし、その教科書が、同じサイクルで改訂されるとは限らず、今年度になって追加されることもあります。

委員：改訂の周期がずれていることはあるのですか。

事務局：基本的には同じになっています。

委員：もしそうであるならば、例えば、各地区で採択するときの参考資料について、もしかすると調査研究と若干ずれるかもしれないが、全国ではどのくらいの割合で採択されているのかといった資料があると、もしかすると各地区で参考になるのではないのでしょうか。

事務局：現段階で使用している教科書の割合については、あとから示されていくものです。それは公開されています。この資料にはありません。

会長：かかわってでもよいですが、他の点でもよいですが、御意見ありますか。

委員：前回教科書が変わった年、令和3年。市のほうで、教科書の採択替えに携わりました。そのとき、11ページにあるような資料は大変ありがたかったです。その上で、比較しながら意見をまとめることができました。11ページにあるような文言、分かりやすいと思います。

会長：着眼点の(1)、これが別添と対応しているというところで、よいという御意見でした。

委員：社会が求める人材像と教育がつくっていかうとする人材像がマッチしているかと、経済界と教育界が同じ土俵の上で、いろんなところで話し合うなど、まだ小中学生の段階ではないのでしょうか。高校になれば、あるのでしょうか。中学生のころから今社会はどうなっていて、どんな人材を求めているのか。教科書に基づいて教えることじゃなく、社会のニーズや社会のありさま、未来がどうなるのかと交流できるような機会はないのでしょうか。

会長：委員の皆さんの御意見も出していただければよいですが。

委員：私の理解ですが、今おっしゃられたことは非常に重要なポイントであると認識しています。現行の学習指導要領の改訂の際の大きな柱の1つだったと認識しています。市町村の教育委員会の立場からも、地域、企業と学校で育てようとしている資質・能力が乖離しないように、共有できるように大切しながらやっていかなければならないと思っています。今、御指摘いただいた点は、大変重要な視点なので、今後も大切にしていきたいです。

委員：高校でも同様でございまして、学校運営協議会は高校にもあります。地域や企業からも御意見をいただいています。高校段階でどういった力をつけてほしいかなど、企業様からの御意見をいただき、教育に反映させています。もう一つ、先ほどの教育振興基本計画をつくる時も、学校関係者だけでなく、企業など様々な人が入っています。教科書を使って、どんな力を育てていくのか、将来の社会人をつくっていくという使命をもっているのも、小学校段階、中学校段階、高校段階、特別支援学校においても、社会を意識しながらどう教育をしていくか大切にしていきたいと思っています。

会長：非常に大事な点、御指摘いただいた。各学校、各地域でそういう取組は進めなくてはいけないし、進めていこうとされているところがとても多いというお話でした。それを踏まえて、どの教科書を採択するのか決めなくてはならない。貴重な御意見ありがとうございました。

委員：11ページの表ですが、着眼点は調査項目(1)(2)と並んでいる。調査項目が全て同じ文言が並んでいます。ICTは学習活動の充実だとすると、どのような学習内容の充実が図られているのか、一体化の充実ならばどのような一体化の工夫があるのか、調査する上で具体化されたほうがいいのでは。

事務局：一体的な充実の具体的な内容、調査の方法について、各種目で細分化されていきます。

事務局：調査の方法については、この後より具体的な調査の方法を各教科で考えていくわけですが、こちらへの示し方もまた検討して会長様に見ていただく形でよろしかったでしょうか。

会長：実際には、各教科で変わっていくと思いますが、記載の仕方について、私の方で最後に確認させていただくということでよろしかったでしょうか。

会長：その他、御意見・御質問よかったですでしょうか。それでは、最後、御指摘いただいた点については、私の方で確認するというので、いただいた御意見を参考に、綿密な調査研究をお願いします。

## (2) その他の事項

### (1) 教科書採択における公正確保の徹底について

#### 【事務局から説明】

- ・ 別添資料の36ページを御覧ください。
- ・ 1 教科書採択における県教育委員会の基本的立場として、市町村教育委員会において、公正が確保されること等、適正に採択が実施されるよう指導・助言・援助に努めてまいります。
- ・ 2 これまでの岐阜県の課題や対応について、4点説明します。
- ・ 一点目は、県教育委員会が、市町村教育委員会に対して、恣意的な働きかけをしているのではないかとこの疑念を持たれないようにいたします。そのための、客観的事実に基づく調査研究資料を作成して配布し、公正・公平な調査が行われるよう、各採択地区協議会に助言いたします。
- ・ 二点目は、前例主義、横並び主義になっているのではないかとこの指摘についてです。つまり、県内の7つの採択地区において、多くの種目で同一の発行者の教科書が採択されている状況について疑念を持たれることがないように、各採択地区協議会及び調査研究委員会における活発な議論の促進や、法定展示会における意見書の集約と活用について、さらに、指導・助言・援助をしてまいります。
- ・ 三点目は静ひつな採択環境を確保し、開かれた採択を推進します。市町村教育委員会における議事録等の公表について、平成30年以降、採択替えの年度には全市町村でホームページで公開されていますので、今後も継続して公開していただけますよう、引き続き助言してまいります。
- ・ 四点目は、公正性・透明性が確保されるよう万全を期します。
- ・ この公正性・透明性確保の観点から、議事録等の公表について、もう少し説明させていただきます。38ページを御覧ください。先ほどお認めいただいた採択基準にも、「採択権者が積極的な公表に努める」旨を改めて示しています。採択に係る教育委員会の議事録については、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たに作成・公表の努力義務が課せられています。県教育委員会としては、開かれた教科書採択がさらに一層推進されるよう、この表にあるような対象文書について、積極的に公表していただけるよう、教育事務所を通じて、今後も指導・助言、援助を行ってまいりたいと考えているところです。
- ・ 以上で、説明を終わります。御意見をよろしく願います。

会 長：ただ今の説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

会 長：では私から1点。各地区での活発な意見は、これはごもっともだと思います。ただ、実態の把握という点で、今年度何かお考えがあれば教えてください。

事務局：各採択権者は市町村教育委員会でございます。採択地区の事務局の皆様は、先日の会議で、県として大切にしたいことをお伝えし、公正・公平、透明性を担保した採択事務をお願いしました。例えば、調査研究する期間をできるだけ長くしていただくこと、また、調査した資料について、「そうですね。」で終わるのではなく、議論を活発に行った上で採択するなどお願いをしました。実態把握としては、議事録の上で、活発な議論がなされていることは、確認しております。

会 長：ありがとうございます。他の点でも、御意見・御質問などいかがでしょうか。では、事務局は、ただいまの御意見を参考にしたいと思います。

### (2) 令和6年度教科書センターについて 及び (3) 令和6年度使用教科書について

#### 【事務局から説明】

- ・ 教科書センターについて説明いたします。別添資料の39～40ページを御覧ください。県内の教科書センター及び分館は、県全体としては、43か所となります。全ての市又は郡に1つはセンター又は分館がある、という状況です。
- ・ それぞれの教科書センター及び分館におきましては、法定展示の期間を設け、県民の皆様にご覧いただくよう努めております。
- ・ 法定展示の期間については、6月14日（金）からの14日間を予定しておりますが、この期間以外でも県民の皆様にご覧いただくよう努めております。
- ・ また、市町村教育委員会、教育事務所等の協力・連携のもと、岐阜県図書館など土日・祝祭日にも開

覧していただける会場もございます。

- ・ 最後に、別冊資料の41ページを御覧ください。これは今年度、令和6年度に使用されている教科書の一覧です。会場の中央に、実物が並べてあります。無償措置法の第14条（同一教科用図書を採択する期間）の第1項に従い、小学校については、令和6年度も、この一覧表にある教科用図書を採択していく運びとなっております。中学校については、今年度の採択替えによって、この表とは異なる発行者の教科書が採択されることもあります。今年度の採択替えの候補となる新しい中学校用教科書については、次回のこの選定審議会の際に、中央に展示しまして、皆様方に実際に手に取って御覧いただく予定です。
- ・ 以上で説明を終わります。

会 長：ただ今の説明について御質問・御意見はありませんか。

委 員：務めている職場は、図書館にあり、展示期間は高齢者や若いお母さんなど、年齢層が幅広く、興味をもって展示を見にみえます。職場は展示のある階ではないですが、落ち着いて見ることができる場所を提供したことで、幅広い意見が出ているのではないかと思います。展示するということは大切だと感じた。

委 員：現場に足を運んだわけではないので、その雰囲気伝えていただき、幅広い方が見られていることは、貴重な点だと思っています。

事務局：ここにあげているセンターや分館には、それぞれ工夫をしていただきながら、県民の皆さんに見てもらえるようにしており、引き続きお願いしてまいります。また、設置期間には、意見箱がり、御意見を投稿していただけるようにして、広く県民の皆様から御意見をいただけるようにしています。

委 員：今後の改善ということで、県教育委員会による市町村教委への恣意的な関わりがないようにするというので、昨年度小学校の採択替えで、前回の発行者から変わった地区がありましたら教えてください。

事務局：御指摘の点は、私たちも注視しております。ただその資料が手元にございませぬ。ただ、採択しているものについては、毎年度、県のホームページで公開しています。並べてみれば誰でも分かるようにしています。

会 長：ホームページで見ることができるということですね。それ以外の点でも御質問・御感想等どうでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長：それでは、いくつか御意見いただきありがとうございます。  
以上で議事を終わります。進行を事務局にお渡しします。

## 7 閉会

### 【事務局から挨拶】

- ・ 皆様からいただいた御意見を参考にさせていただきます。各採択地区における教科書採択について、県教育委員会としての適切な指導、助言及び援助を行って参りたいと思います。
- ・ また、次回選定審議会は、5月29日（水）の午前10時に開催いたします。会場はかわりまして、一つ隣の棟の1階です。内容は、「中学校用教科書」の調査研究結果の報告と、特別支援学校で使用する「一般図書選定資料」についてです。
- ・ なお、8月31日までは会議の内容等を非公開としております。